

習志野市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度実績等に対する御意見と担当課の考え方

議題2 放課後児童健全育成事業における民間活力の導入について

No.	意見等(原文)	担当課の考え方
1	<p>「民間活力の導入」について、前回の子ども・子育て会議で説明がなく、短期間で結論が出されたことに保護者から批判の声があがっています。保護者会=習志野市学童保育連絡協議会(市連協)からは、「平成29年4月からの民間委託導入には反対します」とする2784筆の署名を添えた要望書が市長宛てに提出されています。このような保護者の意見をどのように受けとめているのか伺います。</p>	<p>(青少年課) 放課後児童会の運営にあたり従事する支援員が不足しているため、待機児童が昨年度と比較して2倍程度発生しており、支援員の負担も過大となっております。平成28年度から賃金を引き上げ、支援員確保に努めておりますが、昨年並みの人員に留まっており、厳しい状況下にあります。これに加え今後も利用希望者は増加する見込みであり、支援員の確保は喫緊の課題であることから、人員の確保策として期待ができる民間事業者への業務委託について検討し、導入を決定したものであります。</p>
2	<p>市連協の要望書には、早急に結論を出すのではなく、「民間委託の是非は、市担当部署だけで判断するのではなく、保護者や支援員代表、学識経験者が加わる会議の場で慎重に検討し、理由説明と根拠も含めて保護者が納得出来る形にしてください。」と慎重な対応を求める要望項目もあります。市の考えを伺います。</p>	<p>(青少年課) 民間委託の内容は、現在、各児童会で従事する支援員の保育業務を現状の運営内容に沿って委託するものであることから、民間委託の是非については、市の責務として判断するものと考えます。このことにつきましては、市連協との意見交換会においてご説明をさせていただいたところであります。</p>
3	<p>市連協の要望書には、「習志野市の学童保育の質を守るため、保護者や支援員代表、学識経験者が加わった検討会を設け、市独自のガイドラインを作ってください。」という要望項目もあります。市の考えを伺います。</p>	<p>(青少年課) 本市の放課後児童会は、国の運営基準及び習志野市放課後児童健全育成事業条例、同条例施行規則に基づき、運営を行っており、また、支援員の業務については、習志野市放課後児童健全育成指導要領や安全対策マニュアル等を定め、保育の質の向上に努めております。業務委託にあたっては、現状の運営内容に沿った仕様書を作成し、保育の質を維持してまいります。</p>
4	<p>市連協は、支援員不足の大きな要因として「賃金待遇」の問題があると考えており、要望書には「放課後児童支援員の賃金待遇が近隣自治体に劣らないよう、継続して改善をお願いします。」との要望項目があります。市の考えを伺います。</p>	<p>(青少年課) 賃金につきましては、市内の賃金バランスを考え、他の職種を参考に、本年度、284円引き上げたところであります。また、本市より賃金の高い近隣自治体においても、支援員の確保に大変苦慮している状況と伺っております。</p>
5	<p>民間委託先の選定基準など、定まっていれば説明をして欲しい。</p>	<p>(青少年課) 会議当日、口頭で回答します。</p>